

【機密性2】

令和7年度

裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

(令和7年4月1日現在)

岡 山 地 方 裁 判 所

第1 総則

(裁判官の配置)

第1条 岡山地方裁判所裁判官の配置は、別紙1のとおりとし、管内簡易裁判所裁判官の配置は、別紙2のとおりとする。

(事件分配等の通則)

第2条 事件の分配及び開廷日割は、本定めに規定がある場合を除いて、別紙3から別紙6までのとおりとし、「事件種別」欄記載の種別ごとに、受付順に、地方裁判所本庁については部に、支部（新見支部を除く。）及び簡易裁判所（2人以上の裁判官が配置されていない簡易裁判所を除く。）については係に、前年度に引き続き、順次分配する。年度末に係属中の事件は、翌年度においても、これを担当する部又は係において引き続き取り扱う。

(本庁の部及び支部の裁判事務の分配)

第3条 本庁の部及び支部の裁判官に対する事件の分配は、本定めに規定があるものを除き、当該部又は支部において、これを定める。

(多数当事者事件)

第4条 民事通常訴訟事件が分配された場合において、その事件の当事者数が合計20人を超えるときは2件の分配が、当事者数が合計50人を超えるときは3件の分配がそれぞれあったものとみなす。

2 刑事公判請求事件の分配に当たっては、1通の起訴状における被告人の数を件数の単位とする。

3 常任委員会は、分配を受けた部又は係からの申出に基づき、事案に応じ、前2項と異なる取扱いをすることができる。

(事件の回付)

第5条 本庁又は支部の裁判官は、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則に定める管轄区域に属しない事件であることを理由として、その担当事件を管轄する支部又は本庁に回付することができる。

- 2 本庁又は支部の裁判官は、その担当事件と関連する事件を担当する他の支部又は本庁の裁判官（関連する事件が合議事件の場合は裁判長。本項において同じ。）との協議により、その担当事件を当該他の支部又は本庁に回付することができる。この場合、回付された事件は、協議をした裁判官の属する係又は部に分配することとし、第2条に従って分配されたものとする。
- 3 支部の裁判官は、その担当する事件を合議体で審理するのが相当であると認める場合、所長との協議により、その担当事件を本庁に回付することができる。
- 4 前3項以外の理由により、分配された事件を処理することが相当でないため回付を必要とする場合、常任委員会の同意を得なければならない。

（関連事件等の移転）

第6条 部又は係に分配された事件で、他の部又は係に分配された事件と関連するもの又は他の部又は係で処理するのが相当と認められるもの（回付を伴うものを除く。）は、関係する部又は係の協議により、これを当該他の部又は係に移すことができる。

- 2 前項により事件を他の部又は係に移した場合、事件の移転を受けた部又は係に新件の分配があったものとみなし、事件を移転した部又は係に対しては、移転直後に、移転した事件数と同種別の新件を同じ件数だけ分配する。ただし、常任委員会は、分配を受けた部又は係からの申出に基づき、事案に応じ、これと異なる取扱いをすることができる。

（忌避事件等の特則）

第7条 民事の忌避申立事件並びに刑事の忌避及び回避申立事件を分配すべき部又は係に、申立ての対象となった職員が属しているときは、他の部又は係にこれを分配する。

（付随事件の分配）

第8条 本案訴訟に付随する執行停止事件、その他本案訴訟に関する申立て又は申請事件は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の分配を受けた部又は

係に分配する。ただし、本案訴訟に係る事件の分配の定めが変更された場合における当該変更後の取扱いについては、関係する部又は係において別に定めることができる。

(令状事件)

第9条 裁判官の権限により処理すべき事件のうち別に定める令状に関するものについては、所長が常任委員会の意見を聴いた上定めるところにより処理する。

2 平日の夜間及び休日の令状事件は、次の裁判官が処理する。

(1) 本庁の令状事件 本庁及び倉敷支部の裁判官

(2) 岡山簡易裁判所の令状事件 本庁及び倉敷支部の裁判官（いずれも簡易裁判所判事の発令のない者を除く。）並びに岡山、玉野、児島、玉島、倉敷及び笠岡の簡易裁判所の裁判官

(応急の処置)

第10条 所長は、本定めによつては事件の分配をすることができない場合又は困難な場合において急を要するときは、当該事件を分配する部又は係を指定することができる。

(事務の代理等)

第11条 裁判官に差し支えがあるときは、その裁判事務については、別紙7のとおり、代理裁判官及び代理順序欄記載の裁判官が同欄記載の順序で代理する。

2 司法行政事務を取り扱う裁判官に差し支えがあるときは、その司法行政事務については、別紙8のとおり、代理裁判官及び代理順序欄記載の裁判官が同欄記載の順序で代理する。

3 所長は、前2項によつては裁判事務又は司法行政事務の代理をすることができないとき又は困難であるときは、当該事務を代理する裁判官を指定することができる。

(新任判事補研さん)

第12条 所長は、新任判事補の研さんのため、司法修習生の修習を終えた後3年

2月未満の判事補に対し、当該判事補が配置された部の総括裁判官及び研さんのため取り扱うこととなる事件が分配された部の総括裁判官の意見を聴いた上、当該判事補が配置された部の事件以外の事件を取り扱わせることができる。

第2 本庁民事部

(裁定合議事件の分配)

第13条 第5条第3項に基づき合議体で審理するのを相当と認めて回付された事件及び以下に掲げる事件は、裁定合議事件として受理し、別紙3に従い、その事件種別ごとに分配する。

- (1) 行政事件訴訟に係る事件
- (2) 共通義務確認の訴えに係る事件
- (3) 人身保護事件
- (4) 医療関係事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件をいい、債務不存在確認請求事件を含む。）
- (5) 前4号に定めるほか、本庁民事部の裁判官の申合せにより、合議に付することを相当とする事件の基準を定めたときは、当該基準に該当する事件

2 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の8第5項の規定による訴訟事件については、裁定合議事件として、これらの判決を言い渡した部に分配する。

(手形異議事件等の分配)

第14条 手形訴訟判決及び小切手訴訟判決に対する異議申立事件は、その判決をした部に分配する。この場合、通常訴訟事件の新件分配件数に加えない。

(保全関係事件の移転)

第15条 保全命令、保全異議及び保全取消しの各申立事件について、本案訴訟事

件が係属中の場合は、保全命令事件等担当の裁判体は、本案訴訟事件担当の裁判体との協議の上、これを本案訴訟事件担当の裁判体に移転することができる。

(再審事件等)

第16条 再審事件及び差戻事件は、原裁判をした部に分配する。原裁判をした部がない場合は、第2条の規定により、順次分配する。

(自庁調停事件及び調停主任)

第17条 職権により自庁調停に付した事件は、その本案訴訟事件を担当する裁判体において処理する。

2 本定めが規定するところにより調停事件を担当することとなる裁判官がその調停事件についての調停主任となる。

第3 本庁刑事部

(勾留関与等による特則)

第18条 公判請求(単独)事件について、部の単独事件を担当する裁判官(以下「担当裁判官」という。)のいずれにも事件(公訴事実を同じくする事件を含む。)に関し後記アからウまでのいずれかの事由がある場合、その部に対し、その事件を分配しない。ただし、いずれの部のいずれの単独担当裁判官についても後記アからウまでのいずれかの事由があるときは、最も早い時期にその事由が生じた裁判官の所属する部に分配する。

ア 勾留に関する裁判(刑事訴訟法第87条に基づく勾留の取消しを含む。)に関与したこと。

イ 勾留に関する裁判に対する準抗告の裁判に関与したこと。

ウ 没収保全及び追徴保全請求事件に関する裁判に関与したこと。

2 公判請求(合議)事件について、部の裁判官に事件(公訴事実を同じくする事件を含む。)に関し前項アからウまでのいずれかの事由があり、その裁判官を除いて合議体を構成できない場合、その部に対し、その事件を分配しない。ただし、いずれの部の裁判官についてもその事由があり、いずれの部もその裁判官を除い

て合議体を構成できないときは、前項の事由のある裁判官の人数が少ない部に分配し、前項の事由のある裁判官の人数が等しい場合には、最も早い時期にその事由が生じた裁判官の所属する部に分配する。

(関連事件の分配)

第19条 同一被告人に対する追起訴事件（他の被告人とともに起訴された場合を含む。）は、受理の順序にかかわらず、本起訴事件を担当する部に分配する。

2 起訴状に当該事件を前に起訴した他の被告人に対する事件と併合して審理されたい旨の表示が付された事件は、受理の順序にかかわらず、従前の起訴に係る事件を担当する部に分配する。ただし、その事件が第18条の適用を受ける場合を除く。

3 異なる部に係属する2人以上の被告人に対し、共犯者として同時に追起訴があった場合には、先に受け付けた事件の被告人に対する追起訴事件として処理する。

(事件の分配停止)

第20条 公職選挙法第253条の2第1項に掲げる罪に関する事件の分配を受けた部に対しては、刑事部裁判官の協議により、一定の期間、事件の分配を停止することができる。

(医療観察法事件)

第21条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく入院又は通院処遇事件は、第1刑事部に対し、5分の2を、第2刑事部に対し、5分の3を分配する。

2 前項以外の処遇事件は、当該対象者についての入院又は通院処遇事件を担当した部に分配する。他の地方裁判所で入院又は通院の決定を受け、岡山地方裁判所管内に転院、転居してきた対象者について前項以外の処遇事件の申立てがあったときは、各部に対し、同じ割合で分配し、その後同一対象者について前項以外の処遇事件の申立てがあったときは、同対象者に対する処遇事件を以前に担当した部に分配する。

- 3 競合する処分の調整の申立事件は、当該対象者についての入院又は通院処遇事件を担当した部に分配する。
- 4 入院又は通院処遇事件又は再入院等処遇事件において、精神保健審判員が任命されるまでの間における鑑定入院先の指定の変更に係る手続は、当該処遇事件の担当裁判官が処理する。
- 5 医療観察法第41条第1項の決定があった場合における審理及び裁判は、当該処遇裁判所の裁判官の所属する部において、当該裁判官を構成員とする合議体が処理する。
- 6 処遇事件における精神保健審判員が任命されるまでの間の各種通知（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第39条第1項、第50条、第72条、第74条、第78条、第80条、第84条）は、当該処遇事件の担当裁判官が処理する。ただし、その裁判官に差し支えがあるときは、所属する部の他の裁判官が処理する。

（再審請求事件等）

第22条 再審請求、刑事補償請求、訴訟費用執行免除の申立て、保釈金の没取請求（刑事訴訟法第96条第3項）、刑事訴訟法第350条の請求、上訴権回復請求、裁判の疑義の解釈の申立て、裁判の執行異議の申立て、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第65条第1項の取消請求、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第23条関連の取消請求及び総合法律支援法第39条第3項の申立ての各事件は、それぞれの基本となる裁判を担当した部に分配する。ただし、基本となる裁判を担当した部が明らかでないときは、この限りでない。

- 2 再審開始の決定が確定した場合、対象判決が合議体によるときは合議事件の、

対象判決が単独体によるときは単独事件の公判請求事件の分配が、開始決定した部に対してあったものとみなす。

(合議相当決定があった場合)

第23条 単独事件について、合議相当決定があった場合、対象となる単独事件を取り扱う裁判官が配置された部において処理する。

(差戻事件等の特則)

第24条 控訴審、抗告審又は再抗告審から差し戻された事件は、原裁判をした部以外の部に分配する。

2 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、その決定をした部以外の部に分配する。

(裁判員等の解任の請求を却下する決定に対する異議の申立てがあった場合)

第25条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第41条第1項の請求を却下する決定（同条第2項による事件の送付を受けた裁判所がした決定に限る。）に対する異議の申立てがされた事件は、第1民事部、第2民事部及び第3民事部に対し同じ割合で順次分配する。

(平日の夜間及び休日における準抗告事件の処理)

第26条 平日の夜間及び休日に刑事部裁判官だけでは準抗告事件を担当する裁判所を構成することができない場合は、連絡担当裁判官が指定する、本庁の令状当番裁判官又は本庁若しくは倉敷支部の裁判官（岡山市又は倉敷市に居住する者に限る。）がその構成員となる。

第4 管内支部

(執行事件についての特則)

第27条 倉敷支部及び新見支部における執行に関する事件（執行官の執行処分及びその遅滞に対する執行異議事件を除く。）は、本庁民事部において取り扱う。

(医療観察法事件)

第28条 医療観察法による事件は、鑑定入院命令手続及び精神保健審判員が任命

されるまでの間の各種通知（医療観察規則第39条第1項、第50条、第84条）を除き、本庁刑事部において取り扱う。

（通信傍受法に基づく傍受令状に関する事務及び傍受の原記録の保管事務）

第29条 倉敷支部、新見支部及び津山支部における通信傍受法に基づく傍受令状に関する事務及び傍受の原記録の保管事務は、本庁において取り扱う。

（検察審査会法に基づく指定弁護士の指定）

第30条 倉敷支部及び津山支部における検察審査会法に基づく指定弁護士の指定は、本庁刑事部において取り扱う。

第5 岡山簡易裁判所、倉敷簡易裁判所及び津山簡易裁判所

（異議事件等の分配）

第31条 手形訴訟判決、小切手訴訟判決及び少額訴訟判決に対する異議申立事件は、その判決をした係に分配する。

2 保全異議及び保全取消しの各申立事件は、保全命令を発した裁判官（保全命令を発した裁判官と担保の決定をした裁判官が異なるときは、担保の決定をした裁判官）に分配する。

3 保全命令事件、保全異議及び保全取消しの各申立事件について、本案訴訟事件が係属中の場合は、保全命令事件担当の係と本案事件担当の係との協議の上、これを本案訴訟事件担当の係に移転することができる。

4 本庁民事部に関する第16条及び第17条を準用する。この場合において、「部」とあるのを「係」と読み替える。

（略式命令請求事件）

第32条 岡山簡易裁判所及び倉敷簡易裁判所における略式事件のうち即日処理在本庁（道交を除く。）については、岡山簡易裁判所においては岡山簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官が、倉敷簡易裁判所においては倉敷簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官が、あらかじめ作成した当番表で指定した裁判官がそれぞれ処理する。

なお、岡山簡易裁判所、倉敷簡易裁判所及び津山簡易裁判所における略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により通常の手続で審判をする事件は、略式命令請求事件を担当した裁判官に分配しない。

第6 第5記載の簡易裁判所以外の管内簡易裁判所

(事件の分配)

第33条 裁判官は、民事事件及び刑事事件（第2項により分配しない事件を除く。）の全てを担当する。

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により通常の手続で審判をする事件は、略式命令請求事件を担当した裁判官に分配しない。

附則

この定めは、令和7年1月1日から施行する。

一部改正（いずれも令和7年）

1月14日所長応急措置、1月16日施行

3月13日裁判官会議議決、4月1日施行

地方裁判所裁判官の配置

庁名	部	裁 判 官	単独係
本庁	第 1 民事部	判 事 (総括) 大 嶺 崇	1 A 係
		判 事 小 山 裕 子	1 C 係
		判 事 沖 本 尚 紀	1 B 係
		判 事 補 工 藤 光 大	
	第 2 民事部	判 事 (総括) 森 實 有 紀	2 A 係
		判 事 山 本 陽 一	2 B 係
		判 事 溝 口 優	2 C 係
	第 3 民事部	判 事 (総括) 梅 本 幸 作	
		判 事 佐 川 真 也	
		判 事 補 工 藤 光 大 (兼)	
	第 1 刑事部	判 事 (総括) 本 村 曉 宏	1 係
		判 事 石 黒 史 岳	2 係
		判 事 補 杉 浦 一 輝 (兼)	
	第 2 刑事部	判 事 (総括) 村 川 主 和	3 係
		判 事 溝 田 泰 之	5 係
		判 事 國 宗 省 吾	4 係
		判 事 補 杉 浦 一 輝	
		判 事 (所長) 森 富 義 明	単独係
倉 敷 支 部		判 事 (支部長) 大 河 三奈子	第 3 係
		判 事 佐々木 愛 彦 (岡山家裁倉敷支部本務)	第 4 係
		判 事 河 端 裕美子 (岡山家裁倉敷支部本務)	第 5 係
		判 事 伊 藤 隆 裕	第 2 係
		判 事 補 (特例) 西 村 拓 己	第 1 係
新 見 支 部		判 事 補 (特例) 工 藤 優 希 (てん補)	
津 山 支 部		判 事 (支部長) 玉 田 雅 義	第 1 係
		判 事 補 (特例) 工 藤 優 希 (岡山家裁津山支部本務)	第 2 係

簡易裁判所裁判官の配置 (ただし、臨時的な職務代行は除く。)

庁 名	裁 判 官		係 名
岡山簡裁	簡易裁判所判事 (司)	横 溝 邦 彦	第 3 係
	簡易裁判所判事	高 田 晃 由	第 1 係
	簡易裁判所判事	劔 持 誠	第10係
	簡易裁判所判事	谷 生 浩 章	第 2 係
	簡易裁判所判事	高 藤 昭 彦 (職務代行)	第 9 係
	簡易裁判所判事	大 河 三奈子 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	佐々木 愛 彦 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	河 端 裕美子 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	伊 藤 隆 裕 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	西 村 拓 己 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	浅 野 総 一 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	宮 崎 智 英 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	吉 田 典 史 (職務代行)	
玉野簡裁	簡易裁判所判事	横 溝 邦 彦 (岡山簡裁本務)	
児島簡裁	簡易裁判所判事	浅 野 総 一	
玉島簡裁	簡易裁判所判事	浅 野 総 一 (児島簡裁本務)	
倉敷簡裁	簡易裁判所判事 (司)	大 河 三奈子	第 2 係
	簡易裁判所判事	宮 崎 智 英 (笠岡簡裁本務)	第 1 係
	簡易裁判所判事	吉 田 典 史	第 3 係
	簡易裁判所判事	浅 野 総 一 (職務代行)	
笠岡簡裁	簡易裁判所判事	宮 崎 智 英	
高梁簡裁	簡易裁判所判事	高 藤 昭 彦 (新見簡裁本務)	
新見簡裁	簡易裁判所判事	高 藤 昭 彦	
津山簡裁	簡易裁判所判事 (司)	玉 田 雅 義	第 2 係
	簡易裁判所判事	秋 本 英 治	第 1 係
勝山簡裁	簡易裁判所判事	秋 本 英 治 (津山簡裁本務)	

別紙 3

本庁民事部

部		第 1 民事部	第 2 民事部	第 3 民事部
事件種別		開廷日 月・火・水・木	月・火・水・金	月・火・水・木・金
合議事件	執行抗告及び保全抗告事件			全 部
	控訴事件	2 分の 1	2 分の 1	
	上記以外の法定合議事件、第 13 条第 1 項記載の裁定合議事件、他の裁判所から移送された合議事件	各 2 分の 1	各 2 分の 1	
単独事件	通常訴訟事件、手形及び小切手訴訟事件、民訴法 6 条の 2 所定の事件、簡易確定決定に対する異議に係る事件（注）、仲裁判断取消申立事件、これらに関する共助事件	各 2 分の 1	各 2 分の 1	
	訴えの提起前における証拠収集処分、訴えの提起前（民訴法 235 条 1 項但書に基づく訴え提起後最初の期日指定前までを含む。）における証拠保全、これらに関する共助事件			
	上記事件以外の民事訴訟関係事件			
	調停事件、非訟事件、労働審判事件、民事執行事件、民事保全事件（仮登記仮処分を含む。）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令事件、破産事件、再生事件、会社更生事件、特別清算事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件、簡易確定事件、仲裁判断取消申立てを除く仲裁関係事件、これらに関する共助事件			全 部
	他の部に分配されない申立て又は申請事件			全 部

（注） 簡易確定決定に対する異議に係る事件は、本庁において処理し、支部には回付しない。

別紙 4

本庁刑事部

部 開廷日 事件種別	第 1 刑事部	第 2 刑事部
	月・火・水・木・金	月・火・水・木・金
公判請求（法定合議） 合議相当を理由とする回付事件	2 分の 1	2 分の 1
公判請求（単独） （即決裁判手続請求を含む。）	1 0 分の 3	1 0 分の 7
組織的犯罪処罰法 5 2 条 2 項による取消し・変更請求、麻薬特例法 1 9 条 4 項、2 0 条 3 項による取消し・変更請求、通信傍受法 3 3 条 1 項による取消し・変更請求、刑訴法 4 2 9 条の準抗告、医療観察法 7 2 条 1 項の不服申立て、7 3 条 1 項の異議	各 2 分の 1 (注 1)	各 2 分の 1 (注 1)
通信傍受法による傍受の原記録の保管事務		全 部
組織的犯罪処罰法関連事件、麻薬特例法関連事件	各 5 分の 2	各 5 分の 3
刑訴法 2 6 2 条の審判請求、組織的犯罪処罰法 6 2 条 1 項の審査請求、麻薬特例法 2 3 条による審査請求、通信傍受法による裁判事務、同法 3 3 条 2 項による取消し・変更請求、証人尋問請求（注 2）、証拠保全、刑訴法 4 3 0 条の準抗告、刑訴法 1 8 7 条の 2 の請求、執行猶予取消し、共助、更生保護法 5 2 条 5 項の意見、その他一切の刑事事件	各 2 分の 1	各 2 分の 1

(注 1) ただし、当該公判請求事件の係属する部には分配しない。

(注 2) 国際捜査共助等に関する法律第 1 0 条による請求を含む。

略語表 組織的犯罪処罰法関連事件とは「同法第 4、6 章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て事件」をいう。

麻薬特例法関連事件とは「同法第 5、6 章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て事件」をいう。

通信傍受法による裁判事務とは「同法第 4 条による令状発付を求める申立て事件、同法第 7 条による傍受ができる期間の延長を求める申立て事件、同法第 3 3 条第 1 項及び第 2 項による取消し・変更請求事件及び同法による傍受の原記録の保管事務」を除く同法に規定する一切の裁判事務をいう。

支部（民事・刑事）

事件種別			支部	倉 数					新 見	津 山	
			係	第1係	第2係	第3係	第4係	第5係		第1係	第2係
			開廷日	火・水・金	月・木	火・金		火・金	木 (第1・第3)	月・火 木・金	水・金
民事	単独	通常訴訟（発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴えを除く。）		各 5分の2	各 5分の1		各 5分の2	全 部	各 2分の1	各 2分の1	
		手 形 、 小 切 手									
		再 審									
		発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え		3分の1	3分の1		3分の1				
		保 全 異 議 、 取 消 し		3分の1	3分の1		3分の1				
		保 全 命 令		3分の1	3分の1		3分の1				
		発 信 者 情 報 開 示 命 令		3分の1	3分の1		3分の1				
		調 停			全 部						
		過 料		全 部							
		共有に関する非訟事件、土地等の管理に関する非訟事件（注1）			全部						
		そ の 他 の 非 訟		全 部							
		債 権 執 行								5分の1	5分の4
		執 行 （債権執行を除く。）									
		執行官の執行処分及びその遅滞に対する執行異議（注2）			全 部			全 部	全 部		
		破 産	管財事件	2分の1		2分の1					
			同廃事件	2分の1		2分の1					
		再 生	2分の1		2分の1						
		会 社 更 生	2分の1		2分の1						
		特別清算、船舶所有者等責任制限、油濁等損害賠償責任制限	2分の1		2分の1						
		人 身 保 護			全部						
		訴えの提起前（民訴法235条1項但書に基づく訴え提起後最初の期日指定前までを含む。）における証拠保全	3分の1	3分の1			3分の1		各 2分の1	各 2分の1	
		配偶者暴力等に関する保護命令		3分の1	3分の1		3分の1				
		訴えの提起前における証拠収集処分		各 2分の1			各 2分の1				
		仲 裁 関 係									
		そ の 他									
刑事	単 独 （令状請求を除く。）	全 部					全 部		全 部		
	令 状 請 求	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める		当番表で定める	当番表で定める	

（注1） 所在等不明共有者（賛否不明共有者）がいる場合の共有物の管理、所在等不明共有者の持分の取得及び持分の譲渡権限の付与等の裁判に係る非訟事件手続（民法251条2項、252条2項、252条の2第2項、262条の2第1項、262条の3第1項等）、所有者不明土地（建物）管理命令（民法264条の2以下）、管理不全土地（建物）管理命令（民法264条の9以下）

（注2） 本表に定めのない執行裁判所が執行官に対して行う許可を含む。

1 岡山簡易裁判所

事件種別		係	第1係	第2係	第3係	第9係	第10係
		開廷日	火・水	月・木		木	火・木
民事	通常訴訟、手形及び小切手、再審		各 3分の1	各 3分の1			各 3分の1
	少 額 訴 訟		3分の1	3分の1			3分の1
	起 訴 前 の 和 解				全部		
	公 示 催 告				全部		
	保 全 命 令		3分の1	3分の1			3分の1
	調停（下記特定調停を除く。）				8分の7	8分の1	
	ガイドラインに基づく特定調停				全部		
	過 料				全部		
	小額訴訟の債権執行（執行異議、 差押債権の範囲変更、移行手続を 含む。）				全部		
	共助、その他一切の民事事件				全部		
刑事	公 判 請 求					全部	
	正 式 裁 判 刑 訴 法 4 6 3 条 による裁判				(注1)	全部 (注1)	
	略式	(1) 即日処理道交、交通切符					
		(2) 即日処理在庁（注2）					
		(3) その他	3分の1	3分の1			3分の1
	日 中 に お け る 令 状 請 求						
	証 拠 保 全		3分の1	3分の1			3分の1
	そ の 他 の 刑 事 事 件					全部	

(注1)略式命令請求事件を担当した係が第9係の場合は、第3係が担当する。

(注2)月曜日は第3係→第10係→第1係→第2係の輪番制とする。

別紙 6

2 倉敷簡易裁判所及び津山簡易裁判所

事件種別		庁名	倉 敷			津 山	
		係	第1係	第2係	第3係	第1係	第2係
		開廷日	水	月		月・水・木	木
民事	通常訴訟、手形及び小切手、再審		2分の1	2分の1		全 部	
	少 額 訴 訟		4分の3	4分の1			
	起 訴 前 の 和 解		全 部				
	公 示 催 告						
	保 全 命 令		全 部				
	調 停		全 部				
	過 料		全 部				
	少額訴訟の債権執行（執行異議、差押債権の範囲変更、移行手続を含む。）		全 部				
共 助、その他一切の民事事件							
刑事	公 判 請 求		全 部			全 部	
	正 刑 訴 法 4 6 3 条 に よ る 裁 判		(注)	(注)			全 部
	略 式	(1) 即日処理道交					
		(2) 即日処理在庁	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める		
		(3) その他					
	日 中 に お け る 令 状 請 求		当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める
証 拠 保 全、その他		全 部			全 部		

(注) 略式命令請求事件を担当した係が、第1係の場合は第2係、第2係及び第3係の場合は第1係が担当する。

庁 名	開 廷 日
玉野簡易裁判所	水
児島簡易裁判所	火・水
玉島簡易裁判所	月
笠岡簡易裁判所	木
高梁簡易裁判所	金
新見簡易裁判所	月
勝山簡易裁判所	火・金

裁判事務の代理順序

1 地方裁判所

差し支えのある裁判官			代理裁判官及び代理順序
本庁	民事	1、2、3 部 各裁判長	①各右陪席裁判官 ②他の民事部の裁判長
		1、2、3 部 各陪席裁判官	①部の他の陪席裁判官 ②他の民事部の陪席裁判官 ③刑事部の各陪席裁判官（1、2 部の陪席裁判官の順序）
		各単独係 裁判官	①部の他の単独係裁判官（陪席裁判官、裁判長の順序） ②他の民事部の単独係裁判官
	刑事	1、2 部 各裁判長	各右陪席裁判官（別紙 1 の裁判官名の記載順。以下「裁判官名順」という。）。その差し支えのときは、他の部の右陪席裁判官（裁判官名順）
		1、2 部 各陪席裁判官	部の他の陪席裁判官、他の刑事部の陪席裁判官（裁判官名順） 刑事部の陪席裁判官が差し支えのときは、民事部の各陪席裁判官 1、2、3 部の陪席裁判官の順序
		各単独係 裁判官	部の他の単独係裁判官（裁判長を除く、裁判官名順。）、裁判長の順序 その差し支えのときは、他の刑事部の単独係裁判官（裁判長を除く、裁判官名順。）、裁判長の順序
倉敷支部の裁判官			同支部で定める同支部の他の裁判官
新見支部の裁判官			本庁第 3 民事部の部総括裁判官。その差し支えのときは、同部、他の民事部の順に、単独係裁判官
津山支部の裁判官			同支部の他の裁判官

別紙 7

2 管内簡易裁判所

差し支えのある裁判官	代理裁判官及び代理順序
岡 山 簡 裁 の 裁 判 官	同簡裁の他の裁判官 係番号 1、2、10の順序（代理処理をした係は最も後順位に回る。）（注）
玉 野 簡 裁 の 裁 判 官	同上
児 島 簡 裁 の 裁 判 官	倉敷簡裁本務の裁判官又は笠岡簡裁本務の裁判官 その差し支えのときは、地裁倉敷支部の裁判官 係番号の順序
玉 島 簡 裁 の 裁 判 官	同上
倉 敷 簡 裁 の 裁 判 官	笠岡簡裁本務の裁判官又は児島簡裁本務の裁判官 その差し支えのときは、地裁倉敷支部の裁判官 係番号の順序
笠 岡 簡 裁 の 裁 判 官	倉敷簡裁本務の裁判官又は児島簡裁本務の裁判官 その差し支えのときは、地裁倉敷支部の裁判官 係番号の順序
高 梁 簡 裁 の 裁 判 官	岡山簡裁の裁判官 係番号 1、2、10の順序（代理処理をした係は最も後順位に回る。）（注）
新 見 簡 裁 の 裁 判 官	同上
津 山 簡 裁 の 裁 判 官	地裁津山支部の裁判官 係番号の順序
勝 山 簡 裁 の 裁 判 官	地裁津山支部の裁判官 係番号の順序

（注）代理処理の順序については、各簡裁ごとではなく、全てを通じて行う。

司法行政事務の代理順序

本 官	代理裁判官及び代理順序	
所 長	1	森 實 有 紀
	2	梅 本 幸 作
	3	大 嶺 崇
	4	村 川 主 和
	5	本 村 曉 宏
本庁部の事務を総括する裁判官	裁判事務の代理順序を準用する。	
倉 敷 支 部 長	1	佐々木 愛 彦
	2	河 端 裕美子
	3	伊 藤 隆 裕
	4	西 村 拓 己
新 見 支 部 長 (支部長事務取扱を含む。)	裁判事務の代理順序を準用する。	
津 山 支 部 長	工 藤 優 希	
岡 山 簡 裁 司 掌 者	1	谷 生 浩 章
	2	高 田 晃 由
	3	剣 持 誠
倉 敷 簡 裁 司 掌 者	1	佐々木 愛 彦
	2	河 端 裕美子
	3	伊 藤 隆 裕
	4	西 村 拓 己
津 山 簡 裁 司 掌 者	1	工 藤 優 希
	2	秋 本 英 治
その他の簡裁司掌者	裁判事務の代理順序を準用する。	